

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 2 0 9 号
件 名	マイナンバーカードの保険証利用による健康保険証の廃止を行わないよう求める意見書の提出について
要 旨	<p>マイナンバーカードと健康保険証の一体化について、これまで政府は保険証の原則廃止を目指してきましたが、10月13日、河野太郎デジタル担当相は、健康保険証を2024年秋に廃止するとの方針を発表しました。</p> <p>マイナンバーカードは、個人情報の恣意的な収集や情報漏えいの危険性が指摘され、国民は疑念を払拭できていません。このため、マイナポイントなどの取得促進策にもかかわらず、取得率はいまだに60%にとどまっています。保険証の廃止で、マイナンバーカードを持ち歩く機会が増え、紛失のリスクも増加し、情報漏えいや第三者による悪用の懸念も高まります。</p> <p>マイナンバーカードの取得は法律で任意とされていますが、保険証が廃止されれば、国民皆保険制度の下で、全ての国民がマイナンバーカードを持たざるを得なくなり、取得が義務づけられることとなります。マイナンバーカードを持たない人への代替措置を講じるとされていますが、あくまでも代替措置であり、本来の保険証の機能をどこまでカバーできるのかも疑問です。マイナンバーカードの取得が事実上強制され続けることとなります。</p> <p>マイナンバーカードには、保険証番号などが書いていないので、保険証が廃止となれば、自分の保険の番号が分からなくなります。停電などでオンラインが機能しなくなったときは、保険の資格確認が不可能になります。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	令和4年12月14日 市民厚生常任委員会
受 理	令和4年12月1日 第457号

マイナンバーカードの資格確認システムを導入した医療機関は、現在約4分の1にとどまっています。システム導入経費は補助金では到底賄えないという声も多く、医療現場にも負荷をかけることが懸念されています。全国保険医団体連合会の調査では、運用している医療機関の4割でトラブルが発生し、そのうち6割が有効な保険証が無効と表示されたトラブルでした。保険証で確認し保険診療を行っているとのことですが、マイナンバーカードのみでは保険診療ができないこととなります。

マイナンバーカードの保険証利用では、ほかにも様々な問題点が指摘されていますが、保険証によってそれを回避しているのが現状です。保険証が廃止されれば、医療、介護の現場に大混乱を及ぼすと言われています。健康保険証廃止の方針は撤回すべきです。

以上のとおり、マイナンバーカードの保険証利用により健康保険証を廃止することのないよう、国及び政府関係機関に対して意見書を提出していただくことを求め陳情いたします。